

離婚に伴う氏の変更

離婚後 子の戸籍に注意

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称するとされています（民法 570 条）。氏とは姓、苗字のことです。婚姻する夫と妻がたまたま同一の氏であっても、婚姻の際に夫または妻のいずれの氏を称するかを定めなければなりません。

新しい夫婦のために新戸籍が編成され、婚姻によって氏を改めなかった者が戸籍筆頭者として一番目に記載され、改めた者がその次に記載されます。夫婦の間に生まれた子は父母の氏を称するとされますから（同 790 条）、夫婦、親子は同じ氏を名のることになります。

夫婦が離婚するときは、婚姻の際に氏を改めた夫または妻は婚姻前の氏に復するのが原則です（同 767 条①）。しかし、婚姻中夫婦の氏を長年使っていたのに離婚によって婚姻前の氏に戻らなければならないとすると、氏が変わることによって日常生活や職業、社会的活動などに不便を生じることが考えられます。

そこで、離婚によって婚姻前の氏に復した夫または妻は、離婚の日から 3 か月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができることとされます（同 767 条②）。離婚の際に称していた氏を称する届は離婚届と同時にすることができます。婚姻中の氏を称する届出をすると、その後旧姓に戻りたくなくても戻ることはいけません。この場合はあらためて家庭裁判所に氏の変更許可を申し立てることになりますが、やむを得ない事由がなければ許可されません。

父母が離婚したことによって子の氏が変わることはなく、子の戸籍も出生したときのままです。離婚により婚姻前の氏に復する妻が未成年の子の親権者となった場合、その子の氏は変わらず婚姻中の氏のままなので、母と子の氏が異なることになり不便が考えられます。その場合、家庭裁判所の許可を得て子の氏を母の氏に変えることができます。

さらに、子の親権者となる母が離婚後も婚姻中の氏を称する届出をした場合でも、母と子の氏の呼び名は同じですが戸籍上は別の氏であり、子の戸籍は新しく編成される母の戸籍とは別のままです。子の戸籍を母と同じにするためには、家庭裁判所に子の氏の変更許可を申し立て、母の氏を称する許可を得たうえ、入籍届をしなければなりません。

